

瀬戸市教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

瀬戸市教育委員会

教育長 深見和博

瀬戸市教育委員会規則第3号

瀬戸市教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市教育機関の職員の職の設置に関する規則（昭和61年瀬戸市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「教育機関」とは、瀬戸市立学校設置条例（昭和39年瀬戸市条例第15号）に規定する学校、瀬戸市立図書館条例（昭和45年瀬戸市条例第19号）に規定する瀬戸市立図書館（以下「図書館」という。）及び瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和37年瀬戸市条例第4号）に規定する公民館（以下「公民館」という。）をいう。</p> <p>(職制)</p> <p>第3条 法令その他特別の定めがあるものを除くほか、この表の組織欄に掲げる教育機関にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「教育機関」とは、瀬戸市立学校設置条例（昭和39年瀬戸市条例第15号）に規定する学校、瀬戸市立図書館条例（昭和45年瀬戸市条例第19号）に規定する瀬戸市立図書館（以下「図書館」という。）、瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和37年瀬戸市条例第4号）に規定する公民館（以下「公民館」という。）、瀬戸市立視聴覚ライブラリー設置条例（昭和49年瀬戸市条例第23号）に規定する瀬戸市立視聴覚ライブラリー（以下「視聴覚ライブラリー」という。）をいう。</p> <p>(職制)</p> <p>第3条 法令その他特別の定めがあるものを除くほか、この表の組織欄に掲げる教育機関にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。</p>

組織	職名	職務	組織	職名	職務
図書館 公民館	<省略>	上司の命を受け、図書館 又は公民館の事務を掌理 し、所属の職員を指揮監 督する。	図書館 公民館 視聴覚ライ ブラリー	<省略>	上司の命を受け、図書 館、公民館又は視聴覚ラ イブラリーの事務を掌理 し、所属の職員を指揮監 督する。
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
2及び3	<省略>		2及び3	<省略>	

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。